# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
68	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

山口県岩国市長

#### 公表日

令和7年6月27日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①新型インフルエンザ等の予防接種の対象者の選定に関する事務 ②新型インフルエンザ等の予防接種の実施に関する事務 ③新型インフルエンザ等の予防接種の登録又は記録に関する事務 ④照会申請による予防接種履歴の照会に関する事務					
③システムの名称	保健福祉総合システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
予防接種ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25の項、26の項					
5. 評価実施機関における	· 担 <b>当部署</b>					
①部署	健康推進課					
②所属長の役職名	健康推進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・記	打正•利用停止請求					
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒740-0021 山口県岩国市室の木町三丁目1番11号 岩国市 健康医療部 健康推進課 TEL:0827-24-3751					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書又	<選択肢> 1)基礎項目評価: 2)基礎項目評価: 3)基礎項目評価: は全項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入り	きを除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手)	E .	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			ľ	]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	保健福祉総合システムへの 内容確認までを複数人に行			[は、データ入力作業及び、入力後のチェックリストによる		

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[  ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	] 余 <b>〈</b> 。)
当該対策は十分か【再掲】	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			データ入力時におけるシステムによるエラー る内容確認等を十分に行っている。	チェック

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の115の2項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	番号法第19条第8号、別表第2の115の2項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岩国市 健康福祉部 健康推進課	岩国市 健康医療部 健康推進課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第67条の2	番号法第9条第1項、別表126の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第67条の2	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の115の2項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等の関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25の項、26の項	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更